

政令第 号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十七条第一項及び第二項並びに同法第四十四条の二第三項及び第四項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項並びに高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十五条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第一条の七第三項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第

三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第二項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項及び第三項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項及び同条第四項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一

条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

第四条第一項第十七号及び第二章の二の章名中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の五の見出し及び同条第一号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第二号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に、「の放置されていた」を「が放置され、又は設置されていた」に改め、同条第三号及び第四号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の六の見出し中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第一項第二号中「係る違法放置物件」を「係る違法放置等物件」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等

」に改め、同条第二項中「保管違法放置物件一覧簿」を「保管違法放置等物件一覧簿」に改める。

第十九条の七（見出しを含む。）中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の八の前の見出し中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に、同条中「違法放置物件の」を「違法放置等物件の」に、同条各号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の九第一項及び第二項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の十の見出し中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条中「違法放置物件を」を「違法放置等物件を」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に、「その違法放置物件」を「その違法放置等物件」に改める。

第十九条の十一の見出し及び同条第二項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第

五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十

七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第一百三条第四号及び第五号、第一百四条第一号、第三号及び第四号、第一百五條、第一百六条第一号の項中「第四十七条の五」の下に「、第四十七条の七第二項」を加える。

第十六条の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条ま

で、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第三条 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ及び第二項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第二項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の

七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第四十八条の二十から第四十八条の二十二まで、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百三十四条第四号及び第五号、第一百四十四条第一号、第三号及び第四号、第一百五号、第一百零一条の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項及び第二項」に改め、同表第四十七条の七、第九十一条第一項の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

## 附 則

この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年九月三十日）から施行する。



## 理由

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路法第四十三条第二号の規定に違反して道路に設置された物件の保管の手續等を定める等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。